

平成 1 7 年度 行財政構造改革実施計画

平成 1 7 年 2 月

兵 庫 県

平成17年度 行財政構造改革実施計画

はじめに.....	1
見直しの内容.....	1
1 組織	1
（1）本庁組織	
（2）地方機関	
（3）臨時的・時限的な行政課題への的確な対応	
（4）審議会等	
2 定員・給与	2
（1）定員の適正管理	
（2）給与の見直し	
3 行政施策	4
（1）投資事業	
（2）事務事業	
（3）公的施設	
（4）試験研究機関	
4 自主財源の確保	1 1
（1）県税収入の確保	
（2）使用料・手数料の適正化	
（3）未利用地等売却処分の推進	
5 先行取得用地	1 2
（1）利活用の促進	
（2）買戻し価格の抑制	
6 公社等	1 3
（1）改革の内容	
（2）公社等の積極的な活用	
（3）公営企業	
新規施策分野への取組み	2 1
1 安全と安心の確保	
2 未来への期待	
3 地域の元気と連帯	
4 新しいふるさとづくり	
5 参画と協働の推進	
成熟社会型行政の推進	2 5
1 県民の参画と協働の推進	
2 国と地方、県と市町との新しい関係の構築	
3 広報・広聴活動の充実等	
4 行政手続等の簡素化と県民の利便性向上	
5 効率的、効果的な経営手法の導入・拡充	
6 適正な人事管理と職員の意識改革	
財政収支見直し	3 4
（参考：用語説明）	3 6

はじめに

県政を取り巻く社会経済構造が大きく変化するなか、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しからなる三位一体改革をはじめとした国の構造改革の具体化等に対処しつつ、中長期にわたる健全な行財政運営を確保し、今後ますます重要となる政策課題に的確に対応していく必要がある。

このため、参画と協働を基本姿勢に、21世紀の兵庫“美しい兵庫”の実現に向け、「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」に基づき、平成17年度における行財政構造全般にわたる見直しの具体的内容や新規施策分野への取組みを明らかにした「平成17年度行財政構造改革実施計画」を策定し、改革の着実な推進を図る。

見直しの内容

1 組織

総合的な県政の推進、政策形成機能の強化、政策課題への機動的な対応を図るとともに、地域における県民ニーズへの総合的対応及び現地解決能力の向上を図るための体制整備を行う。

(1) 本庁組織

震災から10年が経過し、これまで阪神・淡路大震災復興本部各部で実施してきた事業は、一般施策として今後実施すべきものが多いことから、「阪神・淡路大震災復興本部」は廃止し、平成17年度以降も存続する業務は、関係各部、特に生活の拠点である住宅と関連のあるまちづくり部門に移管するなど、組織体制の整備を図る。

(2) 地方機関

ア 県民局の再編

市町合併の急速な進展等を踏まえ、県民局が現地解決型総合事務所としての役割に的確に対応するため、県民局の企画立案・総合調整機能や、専門的・技術的機能を一層強化するとともに、急速なIT化の進展も踏まえ、次のとおり効率的で県民に分かりやすい組織体制の整備を行う。

【再編の内容】

現行の事務所を、県民局管内の企画立案・総合調整機能及び所管業務全般を担う「圏域事務所」と県民に身近な業務・現地性の強い業務を実施する「地域事務所」に再編し、県民サービスの低下や非効率が生じないように配慮しつつ、各事務所が担っている業務の再編を行う。

イ 県民局による現地解決型行政の推進

県民局が現地解決機能を一層発揮できるよう、地域の重点テーマにかかる予算の直接要求枠を拡充し、地域課題に対応した施策を積極的に展開する。

(3) 臨時的・時限的な行政課題への的確な対応

臨時的または時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、タスク・フォースやプロジェクトチームなどの活用を図る。

(4) 審議会等

審議会、協議会等の設置を必要最小限に抑制するとともに、会議運営の一層の合理化、活性化及び透明性の向上を図るため、下表のとおり、設置目的が達成された附属機関等の廃止などを進めるとともに、長期に在職する委員の見直しなど運営の適正化を図る。

また、県の政策形成に関して調査審議するために設けられている審議会等のうち、その審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であるものについて、公募による委員の選任を推進する。

区 分	対 象 機 関
廃 止	兵庫県地域活断層調査委員会、被災者復興支援会議
統 合	野生鳥獣保護管理検討会と兵庫県ワイルドライフ・マネジメント計画・運営協議会

2 定員・給与

新たな県政課題に的確に対応した定員の適正配置や、職員の計画的な採用による年齢構成の平準化等に努めるとともに、職員の給与の見直しを行うほか、現下の厳しい雇用情勢等を踏まえ、公務部門においてワークシェアリングを実施する。

(1) 定員の適正管理

ア 定員の適正配置

簡素で効率的な事業執行体制の整備を図るとともに、県政課題に的確に対応した定員の適正配置を行う。

また、法令により配置の基準が示されている定員については、当該基準に基づき、配置を行う。

(減員見込み数)

一般行政部門	150人(うち一般職員150人)
教育部門	230人(うち一般職員9人)
警察部門	65人(うち一般職員15人)
計	445人(うち一般職員174人)

(増員見込み数)

新学習システムの実施等のための教職員配置の改善	275人
県民の安全・安心確保のための警察官の増	160人

なお、阪神・淡路大震災復興本部の廃止に伴い、職員定数条例を改正する。
〔震災特例定数の規定の改正〕
知事部局の職員220人 25人
教育委員会事務局の職員70人、警察本部の警察官50人 廃止

イ ワークシェアリングの実施

現下の厳しい雇用情勢やライフスタイルの多様化に伴う様々な就業志向が生じていることを踏まえ、これらのニーズに対応した雇用機会の創出を図るため、公務部門において引き続きワークシェアリングを実施する。

(ア) ひょうごキャリアアップ・プログラムの実施(200人)

職員の超過勤務の縮減による経費削減分を活用し、非常勤嘱託員の雇用拡大を図る。

(イ) 非常勤講師の積極的な活用(920人)

高校教育の特色化や小・中学校における新学習システムの推進等にあたり、非常勤講師の積極的な活用を図る。

(2) 給与の見直し

現下の厳しい財政状況等に鑑み、次の取組みを実施する。

ア 特別職

特別職の給与については、現行の減額措置を継続する。

給料の減額(継続)

知事	: 10%減額
副知事	: 7%減額
出納長等	: 5%減額
理事等	: 3%減額

期末手当の減額(継続)

知事	: 10%減額
副知事	: 7%減額
出納長等	: 5%減額
理事等	: 3%減額

退職手当の減額(継続)

知事	: 10%減額
副知事	: 10%減額
出納長	: 10%減額

イ 一般職

一般職の給与については、国及び他の地方公共団体の職員並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、見直しを行う。

管理職手当の減額(継続)

管理職全員: 10%減額

昇給停止年齢の引下げ

例: 行政職58歳を55歳に引下げ

退職時特別昇給の廃止

〔参考: 16年度の主な給与改定の実施状況〕
・寒冷地手当の見直し
支給地域の限定(29市町 2町)
支給額の引下げ(約3割減)

3 行政施策

公共事業関係費の抑制や参画と協働による地域づくりへの県民意識の高まりなど、社会経済情勢の変化等を踏まえ、行政施策の内容、実施主体、実施方法等について、評価、見直しを行う。

(1) 投資事業

ア 事業費総額

地方財政計画における投資事業が大幅な減（補助93.0%、単独91.8%）とされたことに伴い、通常の投資補助事業、投資単独事業については抑制したものの、台風第23号等一連の風水害対策に適切に対応するとともに、市町合併への支援や耐震化等を着実に推進する必要があることから、前年度並みの水準を確保した。

なお、現下の中小企業の状況に鑑み、執行にあたって引き続き中小企業への発注に意を用いるとともに、「^{ばい}買 兵庫キャンペーン」を展開し、県発注の公共工事において、特産の県内生産品を優先使用するシステムを整備し、県内産業の振興に努めることとする。

(ア) 国庫補助事業

[平成17年度当初予算額：174,083百万円（対16年度当初比 100.1%）]

（単位：百万円）

区 分	公 共 事 業			その他投資 補 助 事 業	合 計
	農林水産	県土整備	小 計		
継続事業	22,806	80,560	103,366	47,979	151,345
維持修繕	4,670	3,573	8,243	322	8,565
新規事業	5,370	6,937	12,307	1,866	14,173
合 計	32,846	91,070	123,916	50,167	174,083

(イ) 県単独事業

[平成17年度当初予算額：161,152百万円（対16年度当初比 98.6%）]

（単位：百万円）

区 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県単独土木事業 ・ 高等学校整備事業 ・ 県単独治山事業 ・ 県単独交通安全施設整備事業 			緊急地 方 道・緊急 街路整備 事業	出資金・ 貸付金	その他投 資単独事 業	合 計
	うち 高等学 校耐 震化事 業	うち 市町合 併支 援道 路整 備事 業					
継続事業	38,506	0	7,600	22,587	33,451	25,820	120,364
維持修繕	17,680	0	0	635	0	5,163	23,478
新規事業	10,210	9,698	0	1,298	0	5,802	17,310
合 計	66,396	9,698	7,600	24,520	33,451	36,785	161,152

(参考)

地方財政計画、国の公共事業関係費の対前年度比

(単位：%)

区 分		15年度	16年度	17年度
地方財政計画	投資補助	95.0	93.5	93.0
	投資単独	94.5	90.5	91.8
国の公共事業関係費		96.1	96.5	96.4

イ 事業の評価

平成16年度は、総合事業等審査会、公共事業等審査会、各部投資事業審査会において、新規事業108件、継続事業19件の評価を行った。

区 分		評価対象件数
新規事業	国庫補助事業	73
	県単独事業	35
	合 計	108
継続事業	国庫補助事業	18
	県単独事業	1
	合 計	19

(2) 事務事業

推進方策において見直しが示された事務事業については、その方針を基本とし、その他の事業についても、事業の原点に立ち返った見直しや重点化・効率化を積極的に進め、限られた財源の重点配分と経費支出の一層の効率化に取り組むこととした。

この結果、新規施策経費約180億円（うち特定重点項目枠（震災ポスト10年対策、安全、地域協働等）約30億円）の財源を確保したなか、行政経費の総額を前年度以下の水準に抑制した。

【見直し件数等】 (単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額
廃 止	2 8 9	3 , 5 3 7
合 理 化 等	3 5 6	7 , 9 5 8
事務的経費の削減	—	1 , 7 5 2
合 計	6 4 5	1 3 , 2 4 7

【主な見直し事業】 (単位：百万円)

事 業 名	当初予算額（一般財源）		見 直 し 内 容
	平成16年度	平成17年度	
県民運動推進専門員設置費	46 (46)	0 (0)	順次、県民の主体的活動に委ねる（平成16年度から段階的に実施）
「兵庫県からのお知らせ」実施費	20 (20)	16 (16)	インターネットなど新たな広報媒体の普及により、金曜日放送の「週末イベントガイド」を廃止
HYOGO INFORMATION BOX 放送費	19 (19)	16 (16)	
県民相談運営事業費	75 (75)	69 (69)	相談実態を踏まえ、夜間(17:30～21:00)の相談員配置を留守録対応に見直し
納税貯蓄組合自主納税促進事業補助金	12 (12)	8 (8)	補助対象を県税務行政により関係の深い事業に限定し、補助を縮小
私立学校経常費補助（私立高等学校分）	13,065 (11,237)	12,902 (10,936)	生徒急増・減期における緊急的措置の必要性が概ね解消されたことを勘案し、県独自財源による補助単価を適正化（平成12年度から段階的に実施）
長寿祝金	705 (705)	413 (413)	平均寿命の延びの中で長寿の祝福としての事業の意義を勘案し、現行の経過措置終了に合わせ、毎年度の支給から長寿祝の節目ごとの支給に見直し

事業名	当初予算額（一般財源）		見直し内容
	平成16年度	平成17年度	
福祉人材センター 運営費	16 (8)	12 (6)	インターネットによる求人求職が可能 となったことから、福祉人材バンク運営 事業を見直し、福祉人材センターに機能 を一元化
老人医療費助成事 業	6,526 (6,526)	5,397 (5,397)	P 8 ~ P 9 に記載のとおり
重度心身障害者(児) 医療費助成事業	4,808 (4,808)	5,078 (5,078)	
母子家庭等医療費 給付事業	1,560 (1,560)	1,528 (1,528)	
乳幼児医療費助成 事業	4,140 (4,140)	3,883 (3,883)	
中小企業従業員共 済事業補助	11 (11)	0 (0)	
ふるさと田園景観 創出事業	46 (0)	11 (0)	地域住民の意識の醸成が図られてきた ことから、今後は地域の主体的な取組み に委ねることとし、県補助の新規地区採 択を廃止

原則として、平成16年度当初予算ベースで5百万円以上の事業を記載。

ただし、イベント、調査研究等、16年度（又は複数年度）に臨時的に実施した事業等
については記載していない。

【事務的経費削減の主なもの】

電子県庁の推進による経費削減(17年度 8百万円)

行政手続きの電子化、事務処理の電子化に伴う用紙・通信費などの削減
環境率先行動計画に基づく取組みに伴う削減(17年度 10百万円)

省エネ改修、太陽光発電による電気料金の削減

福祉医療制度の見直し

「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」の「実施上の留意事項等」に基づき、平成16年度に事業主体である市町等と協議を行った結果を踏まえ、同「5か年の取組み」に記載の内容から、次の見直しを行うこととした。

- ・低所得者対策の創設
- ・長期入院の取扱い時期の変更（7か月目以降 4か月目以降）
- ・重度精神障害者(児)医療費助成事業の創設
- ・失業者・被災者対策の創設
- ・実施時期の変更（平成16年10月 平成17年7月）

ア 見直し内容

(ア) 老人医療費助成事業

- | | |
|--------|---|
| 対象者 | 現行どおり |
| 所得制限 | 現行どおり。ただし、一定以上の所得を有する者の家族は対象外とする。 |
| 一部負担割合 | 定率2割負担 |
| 負担限度額 | 現行どおり |
| 低所得者対策 | 市町村民税非課税世帯で世帯員全員の前年所得が0(給与・年金収入65万円以下)の場合、一部負担を1割負担に軽減する。 |

(イ) 重度心身障害者(児)医療費助成事業(高齢重度心身障害者特別医療費助成事業を含む)

- | | |
|--------------|--|
| 対象者(児) | 現行どおり |
| 所得制限 | 特別障害者手当の所得制限の基準を準用 |
| 一部負担金及び負担限度額 | |
| a. 外来 | 1 保険医療機関等あたり1日500円を限度に月2回(1,000円)までの負担 |
| b. 入院 | 負担割合 定率1割負担
負担限度額 外来の2倍の月額2,000円
長期入院 連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は徴収しない。 |
| 低所得者対策 | 市町村民税非課税世帯で世帯員全員の前年所得が0(給与・年金収入65万円以下)の場合、一部負担を軽減する。 |
| a. 外来 | 1 保険医療機関等あたり1日300円を限度に月2回(600円)までの負担 |
| b. 入院 | 負担限度額を外来の2倍の月額1,200円 |

(ウ) 母子家庭等医療費給付事業

- | | |
|--------------|--|
| 対象者(児) | 現行どおり |
| 所得制限 | 現行どおり |
| 一部負担金及び負担限度額 | |
| a. 外来 | 1 保険医療機関等あたり1日500円を限度に月2回(1,000円)までの負担 |
| b. 入院 | 負担割合 定率1割負担
負担限度額 外来の2倍の月額2,000円
長期入院 連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は徴収しない。 |
| 低所得者対策 | 市町村民税非課税世帯で世帯員全員の前年所得が0(給与・年金収入65万円以下)の場合、一部負担を軽減する。 |
| a. 外来 | 1 保険医療機関等あたり1日300円を限度に月2回(600円)までの負担 |
| b. 入院 | 負担限度額を外来の2倍の月額1,200円 |

(エ) 乳幼児医療費助成事業

対象者(児) 現行どおり
所得制限 現行どおり
一部負担金及び負担限度額

- a . 外来 1 保険医療機関等あたり 1 日700円を限度に月 2 回(1,400円)までの負担
- b . 入院 負担割合 定率 1 割負担
負担限度額 外来の 2 倍の月額2,800円
長期入院 連続して 3 か月を超える入院の場合、
4 か月目以降は徴収しない。

低所得者対策 市町村民税非課税世帯で世帯員全員の前年所得が 0 (給与・年金収入65万円以下)の場合、一部負担を軽減する。

- a . 外来 1 保険医療機関等あたり 1 日500円を限度に月 2 回(1,000円)までの負担
- b . 入院 負担限度額を外来の 2 倍の月額2,000円

(オ) 重度精神障害者(児)医療費助成事業<新設>

対象者(児) 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
所得制限 特別障害者手当の所得制限の基準を準用
一部負担金及び負担限度額

- a . 外来 1 保険医療機関等あたり 1 日500円を限度に月 2 回(1,000円)までの負担
- b . 入院 負担割合 定率 1 割負担
負担限度額 外来の 2 倍の月額2,000円
長期入院 連続して 3 か月を超える入院の場合、
4 か月目以降は徴収しない。

対象医療 精神疾患による医療(国制度とすべき障害軽減医療)を除く一般医療

低所得者対策 市町村民税非課税世帯で世帯員全員の前年所得が 0 (給与・年金収入65万円以下)の場合、一部負担を軽減する。

- a . 外来 1 保険医療機関等あたり 1 日300円を限度に月 2 回(600円)までの負担
- b . 入院 負担限度額を外来の 2 倍の月額1,200円

イ 失業者・被災者対策

(ア) 失業等

対象者が失業等により所得が前年の10分の 6 以下に減少した場合は、6 か月を限度として一部負担金を免除する。

対象外の者が失業等により現年の推定所得が減少し、所得制限要件を満たす場合は、6 か月を限度として受給資格を認める。

(イ) 天災等

災害により、大規模半壊程度(10分の 4 以上)の被害を受けた場合、6 か月を限度として一部負担金を免除する。

ウ 実施時期

平成 1 7 年 7 月

(3) 公的施設

県が設置した宿泊施設、文化・スポーツ・レクリエーション施設、貸館について、必要性、民間・市町との役割分担、有効性・効率性の観点から評価し、施設の廃止・移譲等の見直しを進める。

また、運営の効率化や利用の促進等を図る観点から、職員配置を見直し、非常勤嘱託員や臨時職員等を活用するとともに、指定管理者制度への移行を推進する。(P32参照)

【平成18年度の見直しに向け、検討・調整を進める施設】

三室高原青少年野外活動センター(千種町)、栃の実温泉荘(温泉町)

立雲荘(和田山町)、六甲保養荘(西宮市)

浜坂心身障害者更生保養センター(浜坂町)

(4) 試験研究機関

ア 現中期事業計画の推進と次期計画の策定

現行の中期事業計画(平成13～17年度)に基づき、研究評価システム等を活用し、重点化の方向に沿った業務の見直しやマネジメント機能の強化等を行い、行政サービス機関としての機能強化を進めるとともに、平成18年度以降の次期中期事業計画を策定する。

イ 新たなニーズ・課題への対応

各試験研究機関の使命や研究の重点化の方向を踏まえ、大学や独立行政法人、民間等との連携強化と役割分担等も図りつつ、危機管理や食、環境など県民の安全・安心への関心、新たな製品や産業の創出ニーズの高まり等新たなニーズ・課題への的確な対応を図る。

【平成17年度の新規研究課題等】

区分	主な内容
生活科学研究所	・高齢者の自転車の安全利用に関する研究 ・ライフスタイルの変化から増加する部屋干しに関する調査研究 等
健康環境科学研究センター	・SARSやウエストナイルウイルス等新興感染症に対応するための検査体制の充実・強化 ・食品中の残留農薬や新たな未規制有害化学物質分析法の開発 等
工業技術センター	・高付加価値型光メモリ材料の実用化に向けた、有機材料系光機能素子の開発に関する研究 ・消費者の安全と健康に配慮した耐熱性の良いエコレザーの開発 等
農林水産技術総合センター	・植物の機能性成分を利用した家畜飼育システムと低コスト色素原料生産に関する研究 ・農林水産業から排出される有機未利用資源の再利用技術の開発 等

ウ 新たな効率的・効果的な業務運営のあり方の検討

機動的な予算制度、人材の活性化など、各試験研究機関の業務の特性に応じた効率的・効果的な業務運営のあり方等について検討し、その結果を次期中期事業計画に反映する。

4 自主財源の確保

県税収入の確保、使用料・手数料の適正化、未利用地等の売却処分 of 推進により、自主財源の最大限の確保を図る。

(1) 県税収入の確保

ア 税収確保対策の実施

厳しい税収環境の中、これまで実施してきた税収確保に関する取組みの成果等を踏まえ、より効率的、効果的な税収確保対策を実施することにより、県税収入の最大限の確保を図る。

- ・ 法人関係税、不動産取得税における高額・困難滞納事案の処理の促進
- ・ 軽油特別調査官の設置(平成16年10月)による新調査体制の下での不正軽油の流通防止対策等の強化

イ 「県民緑税(仮称)」の導入

森林の荒廃や都市の緑の喪失が進むなか、すべての県民の生活に関わっている緑の多様な公益的機能の保全・再生を社会全体で支え県民総参加で取り組む仕組みとして、「県民緑税(仮称)」(県民税均等割の超過課税)の導入を図ることとし、県民への周知及び市町との調整を行う。

- ・ 超過税率(年額) 個人：800円
法人：標準税率の均等割額の10%相当額
- ・ 適用期間 平成18年度から平成22年度(導入後5年を経過した時点で、導入の効果、社会情勢等により見直しを検討)
- ・ 使途明確化 税の使途を明確化する仕組みとして、基金を創設
- ・ 税の使途 森林整備
公益的機能が十分発揮される災害に強い森林の整備等に向け、防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交化、集落裏山などの自主防災の森づくりや、野生動物との共生を目指す森づくりの事業を推進
都市の緑化
緑のネットワークの形成に向け、県民が行う都市の防災性の向上や環境の改善等を目的とした質の高い緑地整備に対して支援する県民まちなみ緑化事業を推進

ウ 法人事業税超過課税の延長の検討

法人事業税について、標準税率を超える税率により課税を行う超過課税の実施期間の延長を検討する。

(2) 使用料・手数料の適正化

ア 国の基準等に準拠した改訂

国の基準等に準拠して、料金を改訂する。

- ・ 県立大学授業料 等

イ 使用料の設定における区分の変更

施設の利用実態に合わせ、団体割引適用人数を30人から20人へ引き下げる。

[対象施設] 母と子の島、淡路夢舞台温室、フラワーセンター、西猪名公園ウォータールンド、播磨中央公園ばら園、舞子公園海上展望施設

(3) 未利用地等売却処分の推進

県保有の未利用地について、地元市町などへの売却処分を進めるとともに、公共部門での活用が見込まれない用地について、一般競争入札等による民間等への売却処分を積極的に推進する。

また、NPO等の活動拠点施設用地としての貸付などの活用も引き続き検討する。

5 先行取得用地

土地開発公社が保有する県先行取得用地について、一層の利用促進、買戻し価格の抑制等を図るため、総合的な用地対策を講じ、将来の本格的な事業化に備える。

(1) 利活用の促進

本格的な事業化に向け、事業目的の見直しも含めた幅広い利活用の検討を行うほか、本格的な事業化までの間、用地の特性を活かし、里山林整備等による有効活用の促進を図る。

【里山林整備等】

平成17年度	基本計画・調査	5箇所予定
	造成工事	3箇所予定

(2) 買戻し価格の抑制

将来の買戻し価格の抑制を図るため、土地開発公社債を発行し調達金利の引下げを図るとともに、特定財源を活用した利子補給を行う。

【土地開発公社債の発行】

- ・内 容：県保証付きの公募債
- ・発行年度：平成15年度から3か年程度

【利子補給の実施】

- ・予 算：約10億円
- ・財 源：宝くじ収益金

6 公社等

(1) 改革の内容

公社等の運営の一層の合理化・効率化と透明性の向上を図るとともに、県行政と公社等の事業の整合性を確保し、効果的、効率的な施策展開を図るため、公の施設の管理にかかる指定管理者制度の導入や公益法人改革など公社等を取り巻く環境変化を踏まえつつ、今後、行財政構造改革推進方策の改革期間である平成20年度までの間を目途として、以下のとおり、統廃合や経営改善の一層の促進、公社等の全体事業の検証を踏まえた事務事業の廃止・統合や人件費、施設管理コストの削減に向けた見直し等を行うとともに、情報公開の取組みの充実や会計事務の適正化等の改革を実施することとし、そのための公社等の取組みに対し、指導・支援を行う。

ア 統廃合の促進

社会経済情勢の変化、設置目的の達成などにより、必要性が低下したものや、設置の目的が類似、又は関連しており、統合により効率的、効果的な運営が期待できるものについて、統廃合に向けた指導・支援を行う。

【主な見直し内容】

団体名	見直し内容
(財)阪神・淡路産業復興推進機構	被災地域の産業復興の早期実現を図ることを目的に設立された同財団について、震災復興計画の目標年次が到来し、設立目的は概ね達成されたため、外国・外資系企業誘致事業等継続して実施する必要があるものについては、(財)ひょうご中小企業活性化センター(平成17年4月、(財)ひょうご産業活性化センター(仮称)に改称予定)等が継承することとし、平成17年3月に財団を廃止する。
(財)阪神・淡路大震災復興基金	被災者の自立支援及び被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進めるために設立された同財団について、平成17年度中に事業財源となる運用財産(長期借入金)の償還期限を迎えることから、平成18年3月に財団を廃止し、利子補給金の支払い事務など平成18年度以降も存続する業務の類似団体への引き継ぎ等について検討・調整を進める。

引き続きあり方の検討を行う団体：(財)阪神・淡路大震災記念協会

イ 経営改善の促進

社会経済情勢の変化や国の特殊法人等の改革など、公社等を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、公社等が自ら推進する計画的な経営改善等への取組みに対し、指導・支援を行う。

団 体 名	取 組 方 針
(社福)兵庫県社会福祉事業団	<p>平成14年度に策定した経営ビジョン第2期実施計画に基づき、引き続き、職員配置の見直しや管理経費の削減などの取組みを進め、複雑化、多様化する利用者ニーズに的確かつ機動的に対応し、効果的、効率的な事業展開を図るとともに、自律的・主体的な運営体制の確立に向けて一層の経営改善を図る。</p> <p>また、介護保険制度により自立的運営が図られている県立特別養護老人ホームについて移譲を受けるほか、立雲荘や栃の実温泉荘など県立宿泊施設について、運営状況を踏まえ、施設のあり方を見直しを行う。</p>
(財)兵庫県勤労福祉協会	<p>長引く景気低迷等により厳しい経営環境にある勤労者のための保養、研修施設「憩の宿」について、平成12年度に策定した経営改善計画に基づく改善を図り、平成13年度以降施設ごとの収支の単年度黒字を確保したところであるが、引き続き、利用促進・収入増対策や経費削減対策に取り組む。</p> <p>また、平成17年度はこの経営改善計画の最終年度にあたることから、これまでの取組みの検証を行い、今後の改善対策を策定する。</p> <p>このほか、中小企業従業員共済事業への県補助の廃止、中央労働センターなど協会が受託している県立施設の職員配置の見直しなど、事務事業の合理化、効率化を図る。</p>
(社)兵庫みどり公社	<p>平成15年度に策定した経営改善計画に基づき、引き続き技術員の退職不補充、一般管理費の削減、借入金の利息軽減、長期保有農地の早期売渡に取り組む。</p> <p>また、分収造林事業については、平成18年度からの主伐を目途に、平成17年度中に主伐計画を策定する。</p> <p>このほか、今後、整備を進める楽農生活センターについては、民間企業や地元農業者グループを活用するなど、効果的、効率的な運営を図る。</p>
兵庫県土地開発公社	<p>経営改善計画に基づき、引き続き、役職員の削減や事務事業経費の節減など事業量、業務効率等を勘案した執行体制等の見直しに取り組むとともに、地価変動等に対応した販売価格の設定や事業用借地権の活用等により産業団地への企業立地促進に取り組む。</p> <p>併せて、国や他府県などの取組状況等も踏まえつつ、中長期的な視点から公社のあり方について引き続き検討する。</p>
兵庫県住宅供給公社	<p>平成12年度に策定した経営改善計画の検証を踏まえ、17年度以降引き続いて健全経営を維持・発展させるよう新5カ年計画の策定を行い、新規分譲事業からの原則撤退、社会的要請に応える政策志向型事業への取組みなどを引き続き進めつつ、賃貸住宅管理事業や公営住宅管理など県・市町等の受託事業を強化していく。</p> <p>また、高齢者向け住宅の供給、県産材の活用や健康と環境にやさしい木造・木質化住宅の推進など、県の住宅施策の実施機関としての役割を果たしていくほか、組織の再編や事務事業に見合った人員体制等の見直しにより職員定数を削減する。</p> <p>今後の公社のあり方については、国や他府県の取組状況などを踏まえつつ、中長期的な視点から引き続き検討する。</p>

ウ 運営の効率化・合理化

目的を達成した事業や、需要が減少し、又は採算性が低く、今後回復を見込むことが困難な事業などについて見直しを行うとともに、県と公社等の役割分担を明確にし、県事業と重複・類似する事業の整理・合理化を行い、各年度の予算編成に反映する。

また、県からの職員派遣の必要性の検証、臨時職員等の雇用形態の見直しによる人件費の削減、事業量の変化に応じた組織体制の見直しを計画的に行うとともに、平成18年度を目途に指定管理者制度に移行する公の施設にかかる管理コストの見直しなど、公社等の運営の効率化・合理化に向けたそれぞれの取組みに対し、指導・支援を行う。

【主な見直し内容】

項目	主な見直し内容
公の施設の管理運営委託	職員配置の見直しによる施設管理コストの削減 ・ 県民会館管理運営事業〔(財)兵庫県芸術文化協会〕 ・ のじぎく会館管理運営事業〔(財)兵庫県人権啓発協会〕等 外部委託業務の近隣施設との一括発注による委託単価の縮減 ・ スポーツ施設の管理運営事業〔(財)兵庫県体育協会〕等
その他	必要性が低下してきている事業等の縮小・廃止 ・ 薬草栽培事業〔(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会〕 ・ 福祉人材センター運営事業〔(社福)兵庫県社会福祉協議会〕等 事業執行方法の見直し等による合理化、経費の削減 ・ 労働力確保対策事業〔(財)兵庫県雇用開発協会〕 ・ 国際交流ネットワーク強化事業〔(財)兵庫県国際交流協会〕等
職員配置	事務の合理化等による人員削減 ・ こうのとりの会事業〔(財)兵庫県青少年本部〕 ・ 国際会議等誘致事業〔(財)兵庫県国際交流協会〕等 職員の雇用形態の見直し ・ 運営費補助〔(財)兵庫県人権啓発協会〕等
組織体制	事業内容の変更や事業量の減少等に伴う組織体制の見直し ・ 企業誘致の一元的推進体制の構築 〔(財)ひょうご中小企業活性化センター〕 ・ 事業量の減少等に伴う組織体制の見直し 〔(財)兵庫県下水道公社〕等

【団体別見直し内容の主なもの】

団 体 名	事業名等	主な見直し内容	実 施 年度等
(財)21世紀ヒューマンケア研究機構	家庭問題研究所補助	自主研究事業の合理化に取組み、補助を見直し	17年度
	運営費補助	市町からの受託研究に係る人件費負担を見直すなど補助を見直し	17年度
(財)丹波の森協会	丹波の森公苑の管理運営	職員の雇用形態を変更し、維持管理経費を見直し	17年度
(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会	薬草栽培事業	一般企業や大学等における薬草の栽培や調査研究が活発に行われ、薬草知識の普及啓発が進んだことから、事業を廃止	17年度
	六甲保養荘の管理運営	協会の自主的な運営に委ねることを基本に、施設のあり方を見直し	18年度
	いなみ野学園の運営	多様な学習ニーズに対応した生涯学習を提供するため、入学年齢や講座・学習内容等について全般的な見直し	18年度
		職員の雇用形態を変更し、委託費を見直し	17年度
(財)兵庫県青少年本部	こうのとりの会事業	非常勤嘱託員を削減し、委託費を見直し	17年度
	山の学校の管理運営	非常勤嘱託員等を削減し、委託費を見直し	17年度
	神出学園の管理運営	非常勤嘱託員等を削減し、維持管理経費を見直し	17年度
	母と子の島の管理運営	非常勤嘱託員を削減し、維持管理経費を見直し	17年度
	団体の運営	青少年施策の重点化・集約化、市町等青少年関係団体との役割分担の明確化を図るなど、全体事業の見直し	18年度
(財)兵庫県芸術文化協会	県民会館の管理運営	臨時職員等を削減するとともに、雇用形態を変更し、維持管理経費を見直し	17年度
	尼崎青少年創造劇場の管理運営	非常勤嘱託員を削減し、維持管理経費を見直し	17年度
(財)兵庫県人権啓発協会	人権啓発事業	人権啓発ビデオの作成について、ビデオ販売収入を活用し、委託費を見直し	17年度
	のじぎく会館の管理運営	施設の利用状況を踏まえ、夜間を原則閉館とすることとし、これに伴い維持管理経費を見直し	17年度
	運営費補助	職員の雇用形態を変更し、補助を見直し	17年度

団 体 名	事業名等	主な見直し内容	実 施 年度等
(財)兵庫県健康財団	組織体制	健康づくりの普及啓発事業を効率的・一体的に実施するため、組織体制を見直し	17年度
(社福)兵庫県社会福祉協議会	福祉人材センター運営事業	インターネットによる求人求職が可能となったことから、福祉人材バンク運営事業を見直し、福祉人材センターに機能を一元化することにより、委託費を見直し	17年度
	団体の運営	社協をとりまく環境変化を踏まえ、2010年計画前期計画の検証を行うとともに、平成18年度以降の活動方針、重点事業を明らかにする後期計画を策定	17年度
(財)兵庫県環境クリエイトセンター	溶融処理事業	現行のばいじん等の処理に加え、災害廃棄物等緊急時の廃棄物や生活排水汚泥など、近年増加している新たな処理ニーズに対応し得る溶融事業を展開	17年度
(財)ひょうご科学技術協会	共同研究開発助成事業	産学連携による研究開発への国・県の補助メニューが充実してきたことから事業を廃止し、よりニーズの高い一般学術研究助成、奨励研究助成を拡充	17年度
(財)ひょうご中小企業活性化センター	中小企業支援センター事業	I S O 認証取得支援事業のセミナーは廃止し、I S O 認証取得専門家派遣は既存事業である診断助言事業の中で実施することとし、補助を見直し	17年度
	生活産業創出支援事業	他のセミナーと一体的に実施するなどにより、生活・サービス産業創出セミナーを廃止	17年度
	組織体制	中小企業における事業展開の動向を踏まえ、より効率的、効果的な事業実施を図るため、新事業支援部を創設するなど、組織体制を見直し	17年度
	団体の運営	(財)阪神・淡路産業復興推進機構のひょうご投資センターにおける外国外資系企業誘致、(財)兵庫県国際交流協会東京事務所における首都圏の企業誘致、県の国内企業誘致を統合し、活性化センター内に企業誘致体制を一元化	17年度
(財)兵庫県雇用開発協会	労働力確保対策事業	企業見学会等への補助を廃止するなど、補助対象経費を見直し	17年度

団 体 名	事業名等	主な見直し内容	実 施 年度等
(財)兵庫県国際 交流協会	国際交流ネッ トワーク強化 事業	新たに(財)ひょうご中小企業活性化セ ンター(平成17年4月、(財)ひょうご産 業活性化センター(仮称)に改称予定)に 設置する企業誘致ワンストップ窓口との 一体的な運営を図ることにより、効率的 な事業実施を図るため、委託先を変更	17年度
	海外企業ビジ ネスチャンス 発掘事業	海外事務所の外資系企業誘致を促進す るための当該事業は一定の成果を上げた ことから、事業を廃止	17年度
	国際会議場等 誘致事業	正規職員を削減し、補助を見直し	17年度
兵庫県道路公社	組織体制	平成18年度からの維持管理主体の業務 に対応するため、組織を縮小するなど、 より効率的な運営体制に移行	18年度
(財)兵庫県下水 道公社	運転管理	維持管理業務の広域化・共同化等によ る新たな市町支援の一環として、地域的 にまとまって参加希望のあった市町等 を対象に、水質検査業務を一括して経費削 減を図る共同水質検査を実施	17年度
	組織体制	全体事業量の減少、地域的な事業量の 変化の中で、生活排水99%大作戦後の事 業量の把握に努め、事業量に対応して組 織体制を見直し	17年度
(財)兵庫県園芸 ・公園協会	団体の運営	有馬富士公園での夢プログラム事業の 実施など、県・協会・地域団体等の連携 による公園の維持管理や事業の実施	17年度
(財)兵庫県住宅 建築総合センタ ー	明石住宅展示 場事業	民間における類似事業の実施状況を踏 まえ、今後は県産材を活用した木材住宅 や耐震工法の紹介など県の施策に沿った 事業を推進することとし、当該事業につ いては廃止	17年度
(財)兵庫県体育 協会	スポーツ施設 の管理運営	施設における清掃など外部委託業務の 契約方法を見直し、近隣施設で一括発注 することにより維持管理業務を効率化	17年度

エ 情報公開の取組みの充実

公社等の運営の透明性の向上を図るため、「出資法人等の情報公開等に関する指導指針」において定められた業務・財務等に関する文書について、各公社等のホームページに掲載するよう指導するとともに、閲覧者の利便性に資するため、県のホームページ上でも閲覧できるよう取組みの充実を図る。

また、資産額が一定規模以上の団体に対する外部監査の導入を引き続き指導する。

オ 会計事務の点検・指導の充実

公益法人を取り巻く社会経済環境が変化する中、事業活動状況の透明性や理解しやすい財務情報の提供が求められてきていることから、平成18年度からの導入が求められている新公益法人会計基準等の研修会を通じ、公社等の役職員の資質向上を図るとともに会計情報の提供を行う。

また、平成14年度に作成した「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用して、事務処理方法の改善等の指導・支援を行い、公社等における決算処理等の会計事務の充実を図る。

(2) 公社等の積極的な活用

公共的サービスの効果的、効率的提供の観点から公社等の活用が効率的である業務について、公社等の積極的な活用を図る。

団体名	主な内容
(財)兵庫県芸術文化協会	平成17年10月に開館する「芸術文化センター」について、舞台芸術専門家の配置、ソフト先行事業の実施など、運営ノウハウが蓄積されている同協会に管理運営を委ねる。
(財)カーネギーメロン大学情報大学院日本校	平成17年4月に開校する「カーネギーメロン大学情報大学院日本校」について、実践的な課題を抱える産業界と連携して、情報セキュリティ技術の専門的な人材育成を図るため、新たに財団を設立し、その運営を委ねる。
(財)兵庫県健康財団	「健康増進プログラムによる健康づくり強化事業」を始めとした「健康ひょうご戦略」の推進を図るため、健康づくりの実践のノウハウを有する同財団を活用する。
(財)ひょうご環境創造協会	「ひょうご環境学校」の実施について、これまで多くの環境学習事業を実施し、特定分野や地域に限らない幅広いノウハウが蓄積されている同協会を活用する。
(財)ひょうご科学技術協会	播磨科学公園都市内に整備する「播磨ものづくり支援センター」の運営について、幅広い科学技術分野の知的ポテンシャルや産学官連携に係る事業実績を有する同協会を活用する。
(財)兵庫県住宅再建共済基金(仮称)	「兵庫県住宅再建共済制度(仮称)」の運営について、加入手続きや災害発生時の給付金の審査決定など専門性の高い事務の適正かつ迅速・機動的な実施と制度の安定的な運営を確保するため、新たに財団を設立し、その運営を委ねる。

(3) 公営企業

ア 企業庁経営ビジョンの推進

自立的な経営を確保しながら、社会の変化や県民ニーズの多様化に対応した事業推進を図るため、「兵庫県企業庁経営ビジョン」に基づき、民間的経営手法を発揮した収入確保と効率的な事業執行により、健全経営を確保しつつ、県民の参画と協働のもと事業を推進する。

【平成17年度の主な取組み】

- ・平成16年度に策定する「総合経営計画」に基づく計画的な事業の推進
- ・収入確保の強化と費用の効率的執行による経営基盤の強化
- ・外部評価委員会を設置し、事業の評価・検証の実施による透明性の向上
- ・暫定的な土地利用（潮芦屋、尼崎臨海地区等）など保有資産の有効活用 等

イ 病院構造改革の推進

病院事業全般にわたる構造改革を推進し、自立した経営基盤のもとで医療内容の充実を図るため、平成16年度に策定する「県立病院の基本的方向」に基づき、病院構造改革を計画的かつ着実に実施し、県民から信頼され安心できる県立病院をめざす。

【平成17年度の主な取組み】

- ・「県立病院の基本的方向」の実現に向け、各県立病院の診療科目等の見直し、県立新加古川病院(仮称)の整備などの取組みの推進
- ・平成16年度に策定する次期「中期経営計画」に基づく計画的な経営収支改善の実施
- ・臨床研修医制度及び専攻医制度の充実、大学との連携強化、特定医師を志望する医学生に対する修学資金制度の創設等による県立病院における医師確保対策の実施
- ・地方公営企業法の全部適用方式の検証による県立病院として相応しい運営形態の検討 等

新規施策分野への取組み

極めて厳しい財政環境のもとで、限られた財源の重点配分を行うことにより、安全と安心の確保、未来への期待、地域の元気と連携、新しいふるさとづくり、参画と協働の推進を基調とする新規施策等を展開し、“美しい兵庫”の実現をめざす。

1 安全と安心の確保

(1) 住宅再建への支援

- ・兵庫県住宅再建共済制度の創設（118百万円）

(2) 阪神・淡路大震災復興フォローアップの推進

- ・「ひょうご安全の日」の推進（5百万円）
- ・「1.17防災未来賞」の創設（3百万円）
- ・「1.17は忘れない」地域防災訓練等の実施（33百万円）
- ・「1.17は忘れない」防災教育の推進（7百万円）
- ・「1.17サミット」の開催（4百万円）
- ・復興フォローアップ事業の実施（12百万円）
- ・国際防災復興協力センター（仮称）の創設支援（40百万円） 等

(3) 台風第23号等一連の風水害への適切な対応

- ・被災農地と周辺未被災農地との一体的整備の促進（64百万円）
- ・ため池等改修事業の受託実施（1,015百万円） 等

(4) 防災対策の推進

- ・ひょうご治山・治水防災基本計画の策定（15百万円）
- ・洪水危険情報通報システムの構築（84百万円）
- ・CGハザードマップの作成（72百万円）
- ・津波広報プレートの設置（10百万円）
- ・漁港海岸津波高潮対策調査事業の実施（4百万円）
- ・広域防災拠点（淡路ブロック拠点）の整備（35百万円）
- ・ひょうご防災ネットの整備（ITを活用した安全・安心情報の発信・共有）（25百万円）
- ・兵庫県消防防災ヘリコプターの機体更新（798百万円<16年度2月補正>）
- ・災害に強い庁舎づくり（274百万円）
- ・三木総合防災公園の整備（三木総合防災公園(都市公園)の一部開園等）（1,076百万円） 等

(5) 暮らしの安全・安心対策の推進

- ・防犯情報配信システムの構築（5百万円）
- ・安全・安心条例（仮称）の制定検討（1百万円）
- ・地域ぐるみ安全対策事業の展開（266百万円）
- ・地域の暮らし安全強化対策事業の実施（10百万円）
- ・違法駐車対策の推進（13百万円）
- ・食の安全・安心相談室の開設（17百万円）
- ・「食で育む子どもの未来」食育推進事業の実施（7百万円） 等

(6) 健康・医療・福祉の充実

- ・県民健康プランの推進（67百万円）
- ・国民健康保険運営支援事業の実施（23,470百万円）
- ・「兵庫県保健医療計画」の改定（8百万円）
- ・休日のHIV検査体制の整備（2百万円）
- ・小児救急医療体制の強化（133百万円）
（こども病院小児救急医療センター（仮称）の整備 等）
- ・へき地医療対策の推進（224百万円）
（兵庫医科大学県推薦入学制度、へき地医師確保特別事業の実施 等）

- ・県立新加古川病院（仮称）の整備（220百万円）
- ・市町における介護予防推進事業の実施（2百万円）
- ・発達障害支援体制整備検討委員会の設置（1百万円）
- ・重度精神障害者医療費の助成（147百万円）
- ・総合リハビリテーションセンターランチの整備（5,628百万円） 等

2 未来への期待

（1）子ども・家庭対策の充実

- ・「子育て家庭応援」地域協働プログラムの推進（21百万円）
- ・“すこやかひょうご”子ども未来プランの推進（1百万円）
- ・家庭力応援事業の実施（3百万円）
- ・家庭と地域の子育て力アップ事業の実施（7百万円）
- ・幼稚園幼児教育相談所開設事業の実施（39百万円）
- ・わくわく幼稚園・わくわく保育所の開設（48百万円）
- ・第2期「まちの子育てひろば」の展開（96百万円）
- ・兵庫県家庭内暴力対策基本計画の策定（1百万円）
- ・こども家庭センターDV相談員（家庭問題相談員（仮称））の設置（2百万円）
- ・DV被害者の保護、自立支援への取り組み（34百万円）
- ・高齢者虐待防止対策事業の実施（5百万円） 等

（2）兵庫教育の充実

- ・学校運営協議会制度の活用研究（3百万円）
- ・ふるさと文化いきいき教室の実施（39百万円）
- ・ひょうご学力向上推進プロジェクト事業の実施（12百万円）
- ・総合的な全県基礎学力調査の実施（20百万円）
- ・高校生地域貢献事業 - トライワーク - の実施（126百万円）
- ・高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン - の実施（69百万円）
- ・自立支援活動補助員の配置（82百万円）
- ・教職員のカウンセリング・マインド実践研修の実施（17百万円）
- ・「命の大切さ」を実感させる教育プログラムの策定（2百万円）
- ・産学連携共同実験棟（イキバ-ションセンター）の整備（61百万円）
- ・会計専門職大学院（アカデミック・スクール）の開設に向けた整備（9百万円）
- ・兵庫県立大学附属中高一貫教育校基本計画検討委員会の設置（2百万円） 等

（3）芸術文化・スポーツの振興

- ・芸術文化センターの開館（7,212百万円）
- ・兵庫陶芸美術館の開館（2,436百万円）
- ・県立考古博物館（仮称）の整備（332百万円）
- ・歴史博物館の新展開の推進（47百万円）
- ・芸術文化活動支援制度の実施（60百万円）
- ・第61回国民体育大会（のじぎく兵庫国体）の開催準備（2,490百万円）
 - 〔国体1年前PR月間における集中的広報啓発事業
開・閉会式ボランティア募集・研修事業の実施 等〕
- ・第6回全国障害者スポーツ大会（のじぎく兵庫大会）の開催準備（82百万円）
- ・パワーアップ&サポート運動部活動支援事業の実施（89百万円）
- ・「ひょうごキッズ元気アップ」実践推進事業の実施（4百万円） 等

（4）科学技術の振興

- ・地上デジタル放送の活用推進（2百万円）
- ・次期兵庫情報ハイウェイ整備方策の検討（10百万円）
- ・カーネゲームロン大学情報大学院日本校の設置（2,100百万円<16年度2月補正>）
- ・ニュースバルの産業利用による産学連携の検討（1百万円） 等

3 地域の元気と連帯

(1) 経済・雇用の再生加速

- ・経済・雇用再生加速会議（仮称）の設置（1百万円）
- ・ひょうごクラスタープロジェクトの推進（156百万円）
- ・ものづくり支援センターの整備（218百万円）
- ・知的財産活用促進事業の実施（3百万円）
- ・ひょうごものづくり人材育成促進事業の実施（4百万円）
- ・しごと・ものづくり体験事業の実施（25百万円）
- ・地域金融支援保証制度の創設（融資目標額100億円）
- ・ひょうご中小企業技術評価制度の創設（14百万円）
- ・中小企業支援体制の強化（25百万円）
（支援ネット社外相談役事業、マーケティングバゲットシステム等）
- ・^{ばい}買 兵庫キャンペーンの展開（2百万円）
- ・地場産業等活性化支援事業の実施（54百万円）
- ・空き店舗の活用支援（テナント・ミックス計画策定支援等）（47百万円）
- ・地域連携イベント等支援事業の実施（42百万円）
- ・ひょうご・神戸投資サポートセンター（仮称）の設置（80百万円）
- ・新事業・雇用創出型産業集積促進補助の実施（1,500百万円）
（研究開発型企業向け設備投資補助、研究開発型企業向けオフィス賃料補助等）
- ・中高年求職者ミスマッチ解消支援プロジェクト事業の実施（8百万円）
- ・コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業の実施（37百万円）
- ・シニア生きがいしごとサポートセンターの設置（5百万円）
- ・しごと基礎能力習得プログラム事業の実施（7百万円）等

(2) 地域協働事業の推進

- ・県民交流広場事業（仮称）モデル事業の実施（220百万円）
- ・里山林再生事業の推進（里山ふれあい森づくり・ミニ里山公園型）（277百万円）
- ・「ボランティア de 元気プログラム」の推進（139百万円）
- ・生涯学習情報プラザの開設（11百万円）
- ・「北播磨交流の祭典～きらっと北播磨交流大舞台2005～」の開催（99百万円）等

(3) ユニバーサル社会づくりの推進

- ・「ユニバーサル社会の実現」に向けた兵庫県率先行動計画の推進（762百万円）
- ・「ユニバーサル社会づくり」の推進体制の整備（7百万円）
- ・「ユニバーサル社会づくり」の情報発信（11百万円）
- ・「ユニバーサル社会づくり」の担い手づくり（6百万円）
- ・障害児タイムケア事業の実施（35百万円）
- ・障害者地域生活移行の促進（6百万円）
- ・重度障害者の在宅就労の促進（6百万円）
- ・県立聴覚障害者情報センターの設置（41百万円）等

4 新しいふるさとづくり

(1) 人と自然との共生

- ・「ひょうご環境学校」の創設（18百万円）
- ・「海・川・森」環境教育推進プロジェクト事業の実施（11百万円）
（川の環境教育実践推進校の指定、森の環境教育実践推進校の指定等）
- ・エコハウスの整備（943百万円）
- ・瀬戸内海の保全・再生事業の実施（8百万円）
- ・コウノトリの自然放鳥と野生馴化の促進（96百万円）
- ・野生動物の保護管理の推進（31百万円）
- ・丸山湿原エコミュージアム（仮称）の推進（8百万円）等

(2) 快適な地域環境づくり

- ・環境率先行動計画の推進（風力発電の導入(本庁舎、潮芦屋)等）(1,291百万円)
- ・食品リサイクル県庁率先運動の推進（36百万円）
- ・ヒートアイランド対策の推進（1百万円）
- ・生活排水処理対策事業補助金・貸付金（632百万円） 等

(3) 農林水産業の新展開

- ・ひょうご農林水産ビジョン2015（仮称）の策定（7百万円）
- ・地域農業活性化総合支援事業の実施（5百万円）
- ・担い手総合支援事業の推進（43百万円）
- ・水田営農元気アップ事業の実施（31百万円）
- ・遊休農地活用総合対策事業の実施（13百万円）
- ・小規模直売施設及び直売活動活性化施設の整備（17百万円）
- ・楽農生活センター（仮称）の整備推進（447百万円）
- ・楽農学校事業の実施（19百万円）
- ・「こども自然体験ファーム」事業の実施（4百万円）
- ・いきいき農作業体験事業の実施（7百万円）
- ・第29回全国育樹祭の開催（412百万円）
- ・元気な但馬牛生産拡大対策の実施（4百万円）
- ・県産木材利用木造住宅特別融資制度の実施（5,353百万円）
- ・水産資源回復等推進支援事業の実施（13百万円） 等

(4) 県土づくりと交流の促進

- ・オンリー1「ふるさとの顔づくり」事業の実施（450百万円）
- ・「快適空間」創造まちづくり活動支援事業の実施（15百万円）
- ・多自然居住交流拠点整備支援事業の実施（3百万円）
- ・農住まちづくり計画策定助成の実施（8百万円）
- ・公共施設景観指針の策定（2百万円）
- ・明舞団地エリアマネジメントの推進（5百万円）
- ・JR加古川線の利用促進（44百万円）
- ・阪神野外CSR施設の整備（19百万円）
- ・パラナ州等南米交流事業の実施（7百万円）
- ・県民交流バスの拡充（398百万円）
- ・2005年日本国際博覧会（愛知万博）兵庫県の日の催事開催（8百万円） 等

5 参画と協働の推進

(1) 21世紀兵庫長期ビジョンの推進

- ・全県ビジョンのフォローアップ（4百万円）
- ・地域ビジョンのフォローアップ（22百万円）
- ・みんなの夢会議の開催（2百万円）

(2) 県民の参画と協働の推進

- ・県民の参画と協働の推進に関する条例の施行（5百万円） 等

(3) 男女共同参画社会づくりの推進

- ・「ひょうご男女共同参画プラン21」後期実施計画の策定（2百万円）
- ・「男女協働市民講師」の養成（2百万円） 等

(4) 県民とともに進める県政

- ・県民モニターを活用した広報・広聴の推進（3百万円）
- ・運転免許の更新に係るサービスの向上（6百万円）
- ・パスポート交付のサービスの向上（4百万円）
- ・精神保健福祉センター及びこころのケアセンターのサービスの向上（6百万円）
- ・県政懇話会の充実（1百万円）
- ・ポスト合併期における県と市町のあり方研究会（仮称）の設置（1百万円） 等

成熟社会型行政の推進

地方分権の本格化や情報技術の進展、参画と協働による地域づくりへの県民意識の高まりなど、新しい時代の潮流に対応した、県民主役の効率的、効果的な県政運営の確立に向けた取組みを進める。

1 県民の参画と協働の推進

県民の参画と協働による地域社会の共同利益の実現と県行政の推進を図るため、「地域づくり活動支援指針」及び「県行政参画・協働推進計画」に基づき、各般の施策を推進する。また、平成17年度は「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づき、これまでの施策の効果について検証を行う。

(1) 地域づくり活動への支援

県民の自発的かつ自律的な意思に基づく地域づくり活動の展開による地域社会の共同利益の実現を図るため、情報の発信をはじめ、人材づくりや活動拠点への支援、財政的基盤の充実など地域づくり活動の基盤強化に努めるとともに、それらのネットワーク化を支援する。特に、平成17年度からは、「ひょうごボランタリープラザ」を中心に、市町社協ボランティアセンターや中間支援組織など各地域・分野の支援機関の重層的なネットワーク化を図り、支援施策の一体的展開を図る。

【主な新規事業等】

区 分	内 容
県民交流広場事業 (仮称)モデル事業の 実施	県民一人ひとりが、多彩な分野で実践活動や交流、生涯学習等に取り組むことができるよう、身近な活動の場づくりを支援する県民交流広場事業を引き続き推進する。 なお、推進にあたっては、平成16年度モデル事業の検証・評価を行った上で、ハード・ソフトとも地域の実情に即した柔軟な対応のもと、多様な取組みを図る。
まちづくり防犯グループの育成・支援の 充実	各地域のまちづくり防犯グループにおける防犯学習意欲への対応を図るため、非行の恐れがある少年への対応方法など専門的な学習機会を充実するほか、地域の防犯課題を解決するための専門家派遣を実施する。 また、各グループが活動内容や成果について情報交換し、相互の活動の活性化等を図るため、まちづくり防犯グループ交流大会を開催する。
「ひょうご活動支援 ナビ(仮称)」の開 発	地域づくり活動支援に係る各種の情報を利用者に分かりやすく提供するため、行政、企業、団体等による活動支援情報やマッチング(募集・提供)情報を体系的、一元的に整理し、「ひょうごボランタリープラザ」ホームページなどを通じて広く県民に提供する「ひょうご活動支援ナビ(仮称)」を開発、運用する。
コミュニティの情報 化の推進	ITを活用した情報コミュニティづくりが各地域で展開されるよう、情報コミュニティミーティングの開催等により、県内外の先進事例の普及啓発やITの先進的な活用に取り組む地域情報化サポーターの活動を支援し、県民と県・市町との連携により、コミュニティの情報化を推進する。

(2) 参画と協働による県行政の推進

県民の積極的な参画及び県と県民との協働による県行政を推進するため、県民との情報共有を基本に、政策形成や事業実施の各段階で多様な参画と協働のしくみづくりに取り組み、各種施策を展開する。

【主な新規事業等】

区 分	内 容
「のじぎく兵庫国体」及び「のじぎく兵庫大会」の開催準備の推進	<p>「のじぎく兵庫国体」(第61回国民体育大会)については、「する・みる・ささえる - 県民一人ひとりが創る国体 - 」を基本目標に、選手や観客、さらにはボランティアなど、さまざまな形での県民の総参加による大会を目指し、情報誌「はばたんつうしん(仮称)」やインターネットを活用した「はばたんねっと(仮称)」により、ボランティア情報の提供等を行う。</p> <p>また、「のじぎく兵庫国体」における開・閉会式ボランティア、「のじぎく兵庫大会」(第6回全国障害者スポーツ大会)の会期中に選手団を温かくもてなす、おもてなしボランティアや手話・要約筆記・パソコン要約筆記の情報支援ボランティア等を、「のじぎくパートナー」として募集し、研修を実施する。</p>
ユニバーサル社会づくりの推進	<p>年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、県民だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現に向けて、地域コミュニティ団体・NPO、企業等で構成する「ユニバーサル社会づくり」ひょうご推進会議(仮称)を設置し、総合的に推進する。</p>
第29回全国育樹祭の開催	<p>森林ボランティアをはじめ多くの県民の参画のもとに「地域育樹祭」等を県内各地域で開催するとともに、育樹会場となる里山林の整備等の準備段階から、式典当日の運営スタッフまで、幅広い分野でボランティアの参画と協働による、県民一人ひとりが支える全国育樹祭として開催し、「県民総参加の森づくり」を一層推進する。</p>

(3) 参画と協働の総合的な推進

多様な主体の参画と協働による兵庫づくりを総合的に推進するための体制整備や職員意識の醸成に取り組む。

【主な新規事業等】

区 分	内 容
県民の参画と協働の推進に関する条例に基づく総合検証	<p>「県民の参画と協働の推進に関する条例」の規定に基づき、参画と協働の推進に関するこれまでの施策の効果を検証し、その結果を踏まえ、参画と協働の新たな推進方法を検討する。</p>
21世紀兵庫長期ビジョンのフォローアップ	<p>「21世紀兵庫長期ビジョン」の実現に向け、地域夢会議の開催などにより参画と協働の輪を拡大しながら、平成18年度以降の次期「地域ビジョン推進プログラム」及び「全県ビジョン推進方策」を策定する。</p>

2 国と地方、県と市町との新しい関係の構築

(1) さらなる地方分権への取組み

地域ニーズに的確に対応し、県民の参画と協働を基本とした県政を推進するとともに、さらなる地方分権改革を進めるため、国の三位一体改革や地方制度調査会における都道府県体制の検討等の動向を注視しつつ、学識者等の意見を踏まえて、分権型社会に適した法制や制度のあるべき姿を研究し、国への提言や県としての自主的政策展開に結びつけていく。

ア 国への制度提案の実施

国の三位一体改革の動向を注視し、全国知事会や平成16年11月に設立した県内の地方六団体で構成する兵庫県地方分権推進自治体代表者会議とも連携しながら適時適切な意見表明を行うとともに、あるべき地方税財政制度等を検討し、国の予算編成に対する提案や他府県等と連携した国への働きかけを行う。

イ 県の自主的政策展開への反映

成熟社会にふさわしい分権型の社会システムの構築をめざし、国と地方の役割分担や今後の府県のあり方等の研究を進めるとともに、地方分権推進一括法や地方分権検証事業の成果も踏まえ、自らの内発的な取組みに結びつけていく。

(2) 市町合併に対する支援

市町合併の動きが本格化している状況を踏まえ、新しいまちづくりが円滑に進められるよう、地域の実情に応じた適切な支援を行う。

ア 合併後の市町行財政運営に対する支援

市町村建設計画に位置づけられている県事業の円滑な実施に努めるとともに、合併後における基本構想(計画)や財政計画等の策定についての助言を行うなど、合併市町の円滑な行財政運営を支援する。

イ 合併準備・新しいまちづくりに係る支援

合併推進債を活用した県単独事業により、合併関係市町を相互に連絡する道路など、合併を支援するために必要な県道の整備事業を推進する。

また、現行合併特例法の適用期限延長や支援地域の増加に伴い、電算システムのデータ移行等の合併準備経費に対する助成を延長・拡充する。

さらに、電算統合を中心とした各種事務事業の統一、合併関係市町単位等に設置されている各種公共的団体の統廃合を含めた再編等について、必要な助言・調整を行う。

(3) 県と市町との新しい関係の構築

市町合併の進展により、一定規模を有する市町が新たに多数誕生する一方、小規模な市町も依然として存在することから、一定規模を有する市町への事務移譲の拡充や小規模市町の円滑な行財政運営の方策など、合併後の市町規模や実情に応じた県と市町のあり方、地域の個性や住民意志を反映させた新しいまちづくりについて、有識者等による研究会を設置し検討する。

また、県と市町が密接に連携し、一体的な施策推進を図っていくことがますます重要となってくることから、市町関連施策について、知事と市町長が一堂に会し、幅広く協議する県政懇話会の開催回数を増やすとともに、随時議題があるごとに協議を行う県・市町会議(仮称)を設置する。

3 広報・広聴活動の充実等

(1) 広報・広聴活動の充実

各種広報媒体の活用により、生活者の視点に立って、県民への情報発信を強力かつきめ細かく推進するほか、県民の意見・提言をより機動的、能動的に聴取する仕組みを設け、県民とのコミュニケーションを強化する。

ア 県民への情報発信力の強化

(ア) 雑誌・タウン誌等による情報発信の強化

近年、一定地域の住民や若年層、女性層等をターゲットにした雑誌・タウン誌等の発行が盛んなことから、これまで県の広報活動では接点の少なかった雑誌・タウン誌等の紙面による情報発信を強化する。

(イ) 広報体制の強化

積極的な広報活動が求められる主要事業等を重点広報事項として選定し、「県民だよりひょうご」等の自主媒体で専用のコーナーを設けるなど、積極的な広報を展開する。

また、昨年度設置した首都圏での広報アドバイザーに加え、新たに県内・関西圏での広報アドバイザーを設置するほか、今後の広報戦略を検討するため、有識者等で構成する「兵庫県広報戦略会議(仮称)」を設置するなど、広報体制を強化する。

イ 県民の意見提案機会の充実

県政に関心のある県民をモニターとして公募、登録し、生活に身近な課題等に関する定期的なアンケート調査を実施することにより、県民意見を県の施策や事業の立案に的確に反映する「県民モニター制度」を創設する。

(2) 個人情報の保護の推進

広報媒体に個人情報を掲載する場合や広聴活動を行うに際して個人情報を取り扱う場合には、個人の権利利益を保護するため、「個人情報の保護に関する条例」を遵守するなど、個人情報保護制度の適正な運用を図る。

また、個人情報を県ホームページに掲載する場合には、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」を遵守し、個人情報保護に努める。

4 行政手続等の簡素化と県民の利便性向上

(1) 「電子県庁」の推進

ITの先進的な活用を通じて、行政サービスの向上と簡素で効率的な行政システムの確立をめざす電子県庁を推進する。

このため、「ひょうごIT新戦略」に基づき、県庁WANや電子申請システム等を活用して、行政手続のオンライン化や行政運営の効率化を推進するとともに、県と市町が共同して電子自治体の全県的な展開を図り、県下全域で質の高い行政サービスを展開する。

また、庁内の情報システムを対象に、システムの運用管理について専門家による客観的な評価・分析を行い、その結果を踏まえてより効率的な運用管理を図る。

ア 行政手続のオンライン化

(ア) 申請・届出手続等のオンライン化

県民や企業がインターネットを活用して各種の申請・届出手続を行える電子申請システム（平成15年8月運用開始）の機能を拡張し、他の業務システムとの連携を要する手続等を新たにオンライン化し、順次、対象となる手続を拡大する。

(イ) 税申告手続等のオンライン化

企業等がインターネットを活用して税の申告手続等を行える電子申告システムについては、平成16年度に導入した法人県民税・事業税に加え、他税目や申請・届出手続のオンライン化、電子納税、納税証明書の電子化等の拡充に向けたシステム開発について、調査・検討を行う。

また、国において進められている自動車保有関係手続（検査・登録、車庫証明、納税等の諸手続）のワンストップサービスシステム導入に向け、準備を進める。

(ウ) 入札・調達手続の電子化

公共事業の入札参加資格申請から資格審査、入札に至る一連の手続の電子入札システムにおいて、対象範囲を工事案件については契約予定金額3億円以上から1億5千万円以上に、業務委託案件については1千万円以上からすべての案件にそれぞれ拡大する。

また、平成16年度から本格運用を開始した物品関係入札参加資格登録及び入開札等の物品電子調達システムについては、入札参加資格登録の電子申請及び電子入札の一層の利用促進を図る。

(エ) 電子県庁の普及啓発

電子申請、電子入札、住民基本台帳カード等の利用促進を図るため、広報誌やホームページ等を活用して広報を行う。

イ 行政運営の効率化

(ア) 住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大

住民基本台帳法等に定められた事務について、順次、住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大を図るとともに、セキュリティ対策の一層の拡充を図るため、内部監査等を実施する。

また、市町における住民基本台帳カードの多目的利用を推進するため、フォーラム、住基カードスタンドアップ事業の継続実施など、市町の取組みの段階に応じた支援を行う。

(イ) 行政事務の電子化の推進

全面運用を開始した文書管理システムにより、文書の起案・決裁から廃棄までの一連の事務の電子化や、県庁W A Nを活用した電子メール、電子掲示板の利用により、事務処理の迅速化・効率化やペーパーレス化、県民への積極的な情報提供を全庁的に推進する。

(ウ) 情報システムの点検・評価

庁内各所属が管理している情報システムの運用管理の状況についての調査を行い、専門家による評価・分析を踏まえて改善点等を整理し、必要に応じてシステムの改修を検討するなど、より効率的な運用管理を図る。

ウ 電子自治体の全県的な展開

県が開発した電子申請システムの機能を拡充することにより、複数の市町が共通して利用できる電子申請の共同運営システムを構築し、運用を開始するとともに、入札・調達手続などの共同運営システムについても構築を進める。

【主な取組みスケジュール】

区 分			13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	
行政 手続の オン ライ ン化	申請・届出手続			設計・開発	運用(一部)	運用(拡大)	→	
	税の申告手続				設計	開発・運用	→	
	入 札 調 達 手 続 等	公 共 事 業	電子施工管理・電子納品	設計・開発	試行		→	運用(一部)
			電子入札		設計	開発・試行	運用(一部)	運用(拡大)
	物品			設計	開発・運用(一部)	運用(全面)	→	
行政の 運 効 率 化	住民基本台帳ネットワークシステム		整備	運用(一部)	運用(全面)		→	
	文書管理の電子化		設計・開発	運用(一部)	運用(全面)		→	
電子 全 県 的 な 展 開	電子申請共同運営システム					開発	開発・運用(順次拡大)	
	電子入札共同運営システム						開発	

(2) 手続の簡素化の推進

電子県庁の推進や利用者ニーズ等を踏まえ、手続の簡素化を行う。

区 分	事項数	主 な 内 容
申請等手続の簡素化	382	電子申請・申告システムの運用による申請・届出手続の電子化 ・道路占用等の許可申請 ・産業廃棄物処理業者処理実績の報告 等 高等学校奨学資金の貸与申請
提出書類の簡素化	2	物品関係入札参加資格審査申請における添付書類の見直し 卸売市場条例に基づく事業報告書様式の見直し
合 計	384	

(3) 県民利用窓口の利便性の向上

県民の利便性の向上を図るため、県民利用窓口における利用日の拡大等を行う。

旅券事務所

- ・平成17年4月より、旅券事務所本所(神戸市)における日曜交付の実施

こころのケアセンター、精神保健福祉センター

- ・平成17年4月より、土曜開館の実施

運転免許更新センター

- ・平成17年4月より、明石更新センター(明石市)及び阪神更新センター(伊丹市)において全日曜開庁の実施

5 効率的、効果的な経営手法の導入・拡充

(1) 民間ノウハウの活用

ア 民間参加型の施設運営

県民が農作業の体験や農業の実践を通じて「農」の役割を学ぶ楽農生活の拠点施設として整備する楽農生活センター(神戸市)について、平成16年度に行った提案協議の結果を踏まえ、施設運営における民間事業者の活用方策を検討する。

また、明舞団地(神戸市、明石市)における県営住宅及び中央センター商業施設の建替にあたり、民間分譲マンションの導入や民間の商業経営ノウハウの活用など、民間事業者の活用方策を検討する。

このほか、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設について、設計・施工から管理運営まで、民間のアイデアやノウハウ等を活用するため、PFI手法を用いて事業を推進する。

イ VE（バリューエンジニアリング）手法等の拡充

「公共工事総合的コスト縮減に関する兵庫県新行動計画」等に基づき、民間事業者からの提案を受けて、効率的、効果的な施設整備を図るため、引き続きVE（バリューエンジニアリング）手法や県立学校耐震化事業における設計施工一括発注方式の導入を進めるとともに、環境への配慮や交通規制時間の短縮等を重視する必要がある工事及び県有施設の耐震補強工事については、騒音低減や省エネ、事業期間の短縮、景観への影響などの効果と価格を総合的に評価して落札者を決める総合評価落札方式の導入を推進する。

ウ アウトソーシングの推進

成熟社会にふさわしい公民の役割分担のあり方等を踏まえながら、県が実施するよりも民間のノウハウ等を活用し、より効果的、効率的に実施できるものについては、民間活力の活用を一層推進し、簡素・効率化と行政コストの縮減を図る。

【主な事業】

- ・森林ボランティア養成講座の実施
- ・こども自然体験ファーム（農山漁村滞在型の農林水産体験学習）の実施
- ・県営住宅退去者の滞納家賃徴収・収納
- ・兵庫陶芸美術館、文化会館等の維持管理

（２）指定管理者制度への移行の推進

平成15年度の地方自治法改正により、公の施設の管理運営を県以外の団体に委ねる場合について、従来の「管理委託方式」が廃止され「指定管理者制度」が創設されたことに伴い、公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性を確保していくことを基本としつつ、平成18年4月を目途に、公社等に管理委託している公の施設の指定管理者制度への移行を図る。

（３）危機管理の充実

自然災害はもとより、SARS、BSEなどの健康危機や高病原性鳥インフルエンザなど、様々な危機に的確かつ迅速に対処するため、平成16年度に設置した「行政システム推進委員会」の報告書の趣旨を踏まえ、危機管理体制の充実や危機管理マニュアルの整備など、危機管理の充実に向けた取組みを推進する。

ア 体制の充実

危機管理に係る組織体制の充実を図るとともに、部局横断的な研修による部局間連携の強化や危機管理研修の実施による職員の意識改革、危機管理等に関する外部専門人材の活用など、総合的な体制整備を図る。

イ マニュアルの整備、充実

平成16年度に策定する「危機管理基本指針(仮称)」に基づき、危機管理の必要な事案ごとに、想定される危機事案への対策や各組織の役割分担、関係自治体や関係機関との連携方策等について明確化した部局横断的なマニュアルを整備する。

ウ 報道機関対応、広報の改善

平成16年度に策定する「危機管理広報マニュアル」を踏まえ、一元的な報道対応やタイムリーな記者会見の設定、県自らの広報媒体であるホームページによる詳細な情報発信など、危機発生時の報道機関対応や広報の改善を図る。

6 適正な人事管理と職員の意識改革

職員の主体的参加のもとに行財政構造改革を推進するため、職員の自律的な能力開発の促進や意識改革の徹底を図るとともに、新たな公務員制度の構築に取り組む。

(1) 職員の自律的な能力開発の促進

ア 職員研修の充実

自治研修所で実施する研修をはじめ、各種派遣研修や各部局における専門研修など、様々な研修機会の提供を通じて、高い倫理観や豊かな人間性の涵養、参画と協働の基本姿勢のもと県民の視点に立って主体的に行動する職務意識の向上、先例なき課題に柔軟かつ果敢に対応する政策形成能力等の養成を図る。

イ 自己啓発の支援

職員の自己啓発意欲を高めるとともに、その資質の向上を図るため、各種行政課題等について自主的に研究を行うグループの活動を引き続き支援するとともに、職員が自主的に計画し、大学院及び研究所等において行う調査又は研究に対し、休職・部分休業制度の活用を図る。

(2) 新たな公務員制度の構築

ア 庁内公募制度の積極的な活用

職員の能力開発や職場の活性化に資するため、意欲ある職員の役付ポストへの登用や、若手職員が特に希望する職務分野への異動を実施するなど、庁内公募制度を積極的に活用する。

イ 目標に基づく業務の推進

目標管理制度の実施により、組織の活性化と公務能率の一層の向上を図る。

ウ 任期付職員制度の活用

公務部内では得られにくい高度の専門性を備えた民間人材の活用や期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応の観点から、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に基づく任期付職員制度の効果的な活用を図る。

エ 再任用制度の実施

本格的な高齢社会を迎える中で、年金制度の改正に対応するとともに、職員が長年培った能力・経験を有効に活用するため、再任用制度を活用する。

(3) 女性職員の登用等

「男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - 」に基づき、意思・政策決定に参画しうる女性職員の養成に努め、管理・監督職への女性職員の登用を図るとともに、性別役割分担意識に根ざした職場慣行の見直しを進める。

また、育児休業・介護休暇制度の取得方法の周知や、家庭・地域生活が両立できる職場環境づくりなどにより、職員の育児・介護・地域活動への参画を促進する。

(4) 職員の服務規律の確保

全体の奉仕者である公務員としての倫理観の徹底と服務規律の厳正な確保を図るため、各部及び各県民局の服務規律向上推進委員会において、推進目標の設定と進行管理を行うとともに、公務員倫理、参画と協働に関する研修や職場研修の実施により、その徹底に取り組む。

(5) 事務改善に向けた意識改革の徹底

県庁W A Nや文書管理システムの有効活用等による事務処理の効率化、ペーパーレス化の徹底や省資源・省エネルギーに向けた取組み等による事務的経費の節減、会議時間の厳守や計画的事務処理の励行等の適切な時間管理による効率的な業務執行など、職員一人ひとりが身近なところから無駄を見直し、事務の改善を図るため、いきいき・さわやか県庁運動や職員提案など、様々な機会を捉えて職員意識の徹底に取り組む。

財政収支見直し

「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」における収支フレームについて、平成16年度年間予算及び内閣府が作成した経済成長率試算等に基づき、収支見直しを試算した結果、平成18～20年度の3か年の合計で、収支不足額は約1,020億円増加すると見込まれる（別紙参照）。

これは、一定の前提条件のもとに見込んだ地方交付税及び臨時財政対策債が、平成16年度に三位一体改革の名のもと、国の財政負担の軽減のみを目的として大幅に削減されたことにより、平成16年度において約500億円減額したことによるものである。

今後、平成18年度までに取り組むこととされている三位一体改革における税源移譲の具体的内容や地方交付税改革の動向等を十分に見極め、必要に応じ財政見通しの見直しを行うこととする。

今後の財政収支見通し試算（一般財源ベース）

（単位：億円）

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	18~20年度計
歳 入	11,650	11,560	12,000	12,410	35,970
歳 出	12,640	12,660	13,020	13,190	38,870
収 支 不 足 額	990	1,100	1,020	780	2,900
「5か年の取組み」における財源対策	790	700	700	480	1,880
対策後の収支不足額	200	400	320	300	1,020
特 別 対 策	200	-	-	-	-
特別対策後収支不足額	0	400	320	300	1,020

平成16年度年間予算及び内閣府が平成17年1月に作成した経済成長率試算等に基づき、今後の収支見通しを試算

平成17年度当初予算においては、特別対策として退職手当債の発行(100億円)、企業会計からの借入(100億円)を実施。

[試算の前提条件]

区 分	後期5か年の取組み	今 回 試 算
歳 入	経済成長率 (名目) 0.5%、1.4%、2.1%、 2.5%、2.9% (16年1月内閣府試算)	1.3%、2.0%、2.6%、 3.4% (17年1月内閣府試算)
	県税、その他収入	最終見込×経済成長率×1.1(弾性値)
	交 付 税	最終見込×経済成長率×1.2(弾性値)
歳 出	人 件 費	(現員現給)経済成長率に応じた給与改定の伸び率を試算 (退職手当)現時点で見込まれる定年退職者等を勘案して試算
	公 債 費	既発行分は償還計画に基づき、新規発行分は今後の発行見込額から試算
	県 税 交 付 金	県税収入の推計値を基に試算
	行 政 経 費	今後の取組みに基づく見直しを考慮して試算
	投 資 的 経 費	国庫補助事業、県単独事業それぞれ、毎年度平均1,700億円で試算

(参考：用語説明)

三位一体改革（P 1）

地方が住民ニーズに対応した多様で個性的な地域づくりを展開できるようにするため、地方が自らの権限、責任、財源により事業を実施できるよう、国庫補助負担金を廃止・縮減するとともに、それに見合う税源を地方に移譲し、あわせて地方交付税の見直しを同時に行うこと。

「改革と展望」の期間（平成16～18年度）における三位一体の改革については、「骨太の方針2004」（平成16年6月）に基づき、地方六団体が作成した補助金改革案についての国と地方の協議を経て、全体像が取りまとめられた。

この全体像では、概ね3兆円規模の税源移譲を目指すことが盛り込まれた一方で、義務教育国庫負担金の取り扱いなど、先送りされた課題も多い。

タスク・フォース（P 1）

臨時的又は時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、一定の期間に限って設置する組織のこと。

ワークシェアリング（P 3）

一般的には労働時間の短縮を図りながら雇用人員の増加を図ろうとするものとされており、法定労働時間の短縮、時間外労働時間の削減、長期休暇の導入、年次有給休暇の取得促進などにより、雇用の創出を図るもの。

超過課税（P 11）

財政上その他の必要があると認める場合に、標準税率（通常よるべき税率）を超える税率により地方税を課税することをいう。兵庫県においては、法人県民税及び法人事業税において超過課税を実施している。

NPO（P 12）

株式会社などの営利団体や公的機関である行政に対して、営利を目的としない非営利の事業を行う民間団体の総称（「民間非営利組織」）。平成10年12月には、一定の要件を満たすNPOに法人格の認証を行う「特定非営利活動促進法」が施行された。

合併推進債（P 27）

平成17年3月31日までに県に対し廃置分合申請を行った関係市町村が広域的に行う公共施設等の整備事業、平成17年3月31日までに県に対し廃置分合申請を行った関係市町村において、合併の前後を通じて都道府県が行う市町村相互間の道路、橋りょう等の交通基盤施設の整備事業などを実施する場合に許可される起債。

兵庫県情報セキュリティ対策指針（P 28）

個人情報の漏えいやコンピュータウイルスの感染被害等を防止するため、情報システムの信頼性及び安全性の確保に必要なセキュリティ対策の基本方針を定めたもの（平成15年3月策定）。

県庁WAN（P 29）

WAN（Wide Area Network）とは、通信回線を用いて、離れた場所にある複数のLAN（Local Area Network）を相互に接続するネットワークのこと。県庁WANは、電子県庁を全庁的に推進する基盤として、地方機関におけるLANを整備し、本庁のLANと接続するネットワーク。

自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム（P 2 9）

ワンストップサービスシステムとは、パソコン等を通じて総合的な窓口となるホームページにアクセスすることにより、必要とする関連手続きをすべて完了することができるシステム。自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムでは、自動車を保有するための諸手続（検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の申告等）がパソコン等により一括して行うことができる。

住民基本台帳ネットワークシステム（P 2 9）

住民基本台帳法改正に基づき整備された全国市町村の住民基本台帳システムを結ぶネットワークシステムのことで、平成14年から運用が開始された。このシステムにより、住民票写しの広域交付・転入転出手続の簡素化等が可能になるとともに、法律又は条例に定めるところにより、国の機関等や他の地方公共団体への本人確認情報（氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード、付随情報）の提供等が可能になった。

P F I（P 3 1）

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。民間事業者が自ら公共サービスの提供主体となり、資金の調達、施設の整備・運営、資金の回収を行い、行政はそのサービスの購入主体となり、事業の企画や事後の管理運営状況の監視等を行う。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づき実施。

V E（P 3 2）

Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコスト縮減を行う、又は同等のコストで機能を向上させるための技術。設計時に基本設計あるいは詳細設計に対する代替案の検討を行う「設計V E」、工事の入札時に入札希望者の技術提案を受ける「入札時V E」、工事の契約後に受注者からの技術提案を受ける「契約後V E」等の方式がある。

総合評価落札方式（P 3 2）

入札における落札者の決定において、価格だけでなく性能、環境の維持、交通の確保などの要素を総合的に評価して決定する方式。

アウトソーシング（P 3 2）

行政サービスの質の向上やコスト縮減等を目的に、行政サービスの実施等に当たって、民間企業をはじめとした外部の団体等を活用すること。